

令和元年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会会議録

令和元年5月30日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

1. 令和元年5月30日(木)午後1時30分 開会

1. 令和元年5月30日(木)午後2時22分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1番 高橋幸晴	2番 鎌田 正	3番 青柳宗五郎	4番 澁谷俊二
6番 橋村 誠	7番 熊谷一夫	8番 深沢義一	9番 秩父博樹
10番 佐藤文子	11番 阿部則比古	12番 伊藤福章	13番 橋本五郎
14番 茂木 隆	15番 八柳良太郎	16番 鈴木良勝	

計 15名

1. 欠席した議員は次のとおりである。

5番 高橋敏英

計 1名

1. 遅刻した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 老松博行 副管理者 門脇光浩 副管理者 松田知己
副管理者兼事務局長 小松英昭 監査委員 坂本昇一 消防長 鈴木良則
消防次長 佐藤広樹 大曲消防署長 杉澤衛 角館消防署長 千葉和彦
消防本部総務課長 佐々木伸吾 事務局次長兼介護保険事務所長 山口誠
管理課長 久米正 環境事業課長 宮本武二郎 環境事業課主幹 山本博康
介護保険事務所副主幹 上田泰彦 管理課副主幹 藤田貴 管理課副主幹 奈良ルミ子
管理課主席主査 伊藤俊彦 管理課主席主査 鈴木貴将

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 鈴木貴将

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

(1) 議案第16号 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 議案第17号 大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 議案第18号 財産の取得について(はしご付消防ポンプ自動車)

(4) 議案第19号 財産の取得について(消防ポンプ自動車)

(5) 議案第20号 財産の取得について(高規格救急自動車)

議 長 (茂木隆君)
定刻になりましたので、これより令和元年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。

管理者から「招集のあいさつ」があります。

管理者 (老松博行君)
はい、議長。

議 長 (茂木隆君)
はい、老松管理者。

管理者 (老松博行君)
招集挨拶の前に一言申し上げたいと存じます。
当組合議会議員の小原正彦氏が、去る3月26日付けで美郷町議会議員を辞職され、5月14日付けで伊藤福章氏が新たに当組合議会議員に選任されております。伊藤議員におかれましては、大曲仙北圏域の発展のためご尽力を賜りますようお願い申し上げます。
それでは、招集挨拶を述べさせていただきます。
本日、令和元年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。
今次臨時会でご審議をお願いいたします案件は、条例案2件、単行案3件の、計5件であります。内容は、介護保険料の軽減に係る条例改正や消防車両の更新に係る案件などとなっておりますが、提案理由についてこの後事務局に説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
それでは、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況についてご報告させていただきます。
はじめに、事務部局の職員採用試験について申し上げます。
管理課又は介護保険事務所に勤務する上級職を、来年度も若干名採用することとしており、来たる8月4日に大曲市大曲日の出町のサンクレスト大曲を会場に1次試験を実施する予定であります。詳細につきましては、構成市町の広報の6月1日号や当組合のホームページでお知らせしてまいります。
次に、南部・北部斎場改築等事業について申し上げます。
両斎場につきましては、築後35年あまりが経過し老朽化が目立ってきていることから、当組合の公共施設等総合管理計画において、南部斎場については令和5年度、北部斎場については令和7年度に、それぞれ改築等の事業を行うこととしており、事業年度の間隔が近い両事業を一体的なものとして同時並行的に検討してまいります。
本年4月に構成市町と当組合の職員で構成する「南部・西部斎場改築等検討委員会」を立ち上げ、4月24日に第1回、5月21日には第2回の委員会を開催し、移転新築、現地改築又は大規模改修等、事業の方向性や手法などに係る検討を開始しており

ます。

なお、検討委員会の報告書の取りまとめ時期につきましては、年度末を目途としており、検討内容につきましては、必要に応じて随時議員各位にご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、廃棄物処理関係について申し上げます。

大仙美郷環境事業組合から引き継いだ3施設と仙北市から引き継いだ5施設、計8施設の管理運営につきましては、新たに立ち上げた環境事業課を中心に順調に進めており、今後も最適な事務事業の実施を心がけてまいります。

また、本年度の廃棄物処理関係の事業につきましては、基本的に大仙美郷環境事業組合と仙北市が計画したものを引き継いでおりますが、その中で、今後、圏域全体の廃棄物処理を適正に展開していくために必要なものとして、「生活排水処理基本計画及び循環型社会形成推進地域計画」を策定することとしております。

生活排水処理基本計画については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、圏域内のし尿及び浄化槽汚泥を安定的に処理するために策定が義務付けられているものであり、一方の循環型社会形成推進地域計画については、循環型社会（有限である資源の効率的利用・再生産により、持続可能な形で循環・利用していく社会）形成への推進を図っていくため、生活排水処理基本計画を基に策定するものであります。

なお、循環型社会形成推進地域計画については、2022年度から予定している中央し尿処理センター施設整備事業の財源として見込んでいる「循環型社会形成推進交付金」の交付を申請するために必要となるものであります。

去る3月4日に、これらの計画の策定業務を委託する業者を選定するため、入札契約資格等審査委員会を開催しており、選定方式を指名型簡易プロポーザル方式によることを決定し、秋田県内に営業拠点を有し、かつ、当該業務の実績のある建設コンサルタント業者7者を指名しております。その結果、2者から技術提案書の提出があったところであり、今後、構成市町の担当課長等で組織する選定委員会による審査を経た後、入札契約資格等審査委員会で最終的に決定することとしております。

次に、消防関係について申し上げます。

消防本部・大曲消防署新庁舎建設につきましては、4月25日の訓練棟の完成により全ての工事が完了しており、5月24日に挙行了した新庁舎竣工式には、来賓、議員各位並びに工事関係者など60名のご出席をいただいたところであり、また、翌5月25日には、主に圏域内の小学生や近隣住民を対象とした竣工イベントを開催いたしました。好天にも恵まれ、300人を超える来場があったところであり、新施設や訓練風景、消防車両などの披露を行い、好評をいただいております。

次に、消防職員意見発表会についてであります。去る4月26日に福島市で開催された「第42回全国消防長会東北支部消防職員意見交換会」に角館消防署の藤井和磨消防士が秋田県代表として出場し、『命を繋ぐ救命エレベーター』のテーマで発表し、優秀賞を獲得しております。

車両更新計画に基づく本年度の車両購入につきましては、大曲消防署の「はしご付消防ポンプ自動車」、西木分署の「消防ポンプ自動車CD-I型」、田沢湖分署の「高

規格救急自動車」を更新配備することとしており、予定価格が地方自治法に定める議会の議決が必要な額であるため、今次臨時会に財産の取得に係る単行案を上程しております。

次に、消防職員採用試験についてであります。来年度は、上級職、初級職、初級救命合わせて10名程度を採用する計画であり、構成市町の7月1日号の広報や、当組合のホームページでお知らせしてまいります。1次試験につきましては、9月22日に大仙市神岡農村環境改善センターを会場に実施の予定であります。

次に、火災・救急・救助事案の発生状況についてご報告いたします。

5月26日現在、火災件数は31件で昨年より12件増加、救急件数は2,272件で、192件の減少、救助件数は41件で、1件の減少となっております。

山菜採りによる行方不明者の捜索活動については、5月26日現在、大仙市協和地区で2件、仙北市西木町で1件の捜索事案が発生しており、市職員や消防団、警察、消防職員などの関係者が合同で捜索活動を行い、不明者3名を無事保護しております。

次に、介護保険関係について申し上げます。

平成30年度の介護給付費につきましては、前年度との比較で率にして0.15%、金額にして約2,500万円増の約167億9,300万円となっております。増減のあった主なものといたしましては、事業計画に基づく新規開設及び施設に併設したショートステイ58床の施設への転換による介護老人福祉施設分で約2億4,000万円の増、予防サービスの一部が日常生活支援総合事業へ移行したことによる訪問介護分で約4,000万円の減、通所介護分で約1億2,000万円の減などとなっております。

次に、地域密着型サービス開設事業者の公募につきましては、構成市町の4月15日号の広報で、令和元年度から令和2年度までに開設する事業者の公募を行っております。今回対象となるサービスは、3市町共通が「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「看護小規模多機能型居宅介護」、これに仙北市は「認知症対応型共同生活介護」と「小規模多機能型居宅介護」を加えたものとなっております。5月14日に開設予定事業者説明会を開催したところ、3事業者の出席があり、6月28日を申請の締切日としております。

次に、介護保険料の軽減についてであります。本年度分については、4月に行われた介護保険法施行令の一部改正により拡充され、第1段階から第3段階までの非課税世帯の方が軽減されることとなります。この軽減に係る予算については、本年2月開催の議会定例会においてご承認をいただいておりますが、関係条例案を本日の臨時会においてご審議いただくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

なお、保険料の納入通知につきましては、7月10日を目処に、第1号被保険者約4万8千人に発送する予定ですが、住民の方々からの問い合わせ等については、丁寧な対応を心掛け、納付へのご理解とご協力をお願いしてまいります。

最後に、社会福祉法人水交会関係について申し上げます。

同法人が事業主体となって実施している「かわ舟の里角間川改築事業」につきましては、本年2月末に施設本体が引き渡され、本日、議員各位のご臨席のもと竣工式が

挙行されております。旧施設の解体工事は、ほぼ終了しており、今後、本年12月中旬までの工期で、外構工事や消雪工事等を実施する予定と伺っております。

また、美郷町の「後三年鴻声の里」内に設置していた同法人の本部については、運営している施設の多くが大仙市内に所在しているとの理由により、本年4月1日から「かわ舟の里角間川」に移転しております。

以上、主要事業の進捗状況並びに諸般の状況をご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

すみません、お詫びして訂正させていただきたいと思っております。2ページの上から5行目になりますけれども、「本年4月に構成市町と当組合の職員で構成する南部・北部斎場改築等検討委員会」のところを私「西部」と申し上げてしまったようです。正解は「南部・北部」でありますのでよろしくお願ひいたします。それから3ページであります。下から9行目になります。意見発表会のところですが、「第42回全国消防長会東北支部消防職員意見発表会」のところを私「交換会」と言ってしまったということであり、「発表会」が正解であります。お詫びして訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（茂木隆君）

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は、5番 高橋敏英君であります。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は「日程第1号」をもって進めます。

日程第1「議席の指定」を行います。

このたび、小原正彦君の辞職に伴い、新たに広域議員に選出されました伊藤福章君の議席について、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、議席の指定を行うものであります。

伊藤福章君の議席を、ただいま着席している12番と指定いたします。

日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において7番 熊谷一夫君 8番 深沢義一君 9番 秩父博樹君を指名いたします。

日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第4「議長報告」をいたします。「平成30年度大曲仙北広域市町村圏組合継続費繰越計算書」が管理者から、「平成30年度例月出納検査結果報告書」が監査委員から提出されましたので、これを別添お手元に配布のとおり報告いたします。

日程第5「議案第16号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米管理課長。

課長 (久米正君)
はい、議長。

議長 (茂木隆君)
はい、課長。

課長 (久米正君)
議案第16号「大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。議案説明資料の2ページをご覧ください。

本案は、介護保険法施行令が一部改正されたことに伴い、本年度の介護保険料について、低所得者に対する軽減を強化する改正を行うものであります。

介護保険料の軽減対策については、平成27年度分から、保険料区分が第1段階の方のみに対して実施してまいりましたが、本年度につきましては、本年10月から実施される消費税率の引き上げによる増収分を活用し、軽減の対象を市町村民税非課税世帯である第2段階及び第3段階の方に拡充するものであります。

改正の内容であります。基準額に対する割合につきましては、第1段階の方が0.45から0.375に、第2段階の方が0.625から0.5に、第3段階の方が0.75から0.725にそれぞれ引き下げるものであり、施行日につきましては、本年度の保険料が確定する7月1日としております。

以上、議案第16号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (茂木隆君)
これより、質疑に入ります。

議員 (佐藤文子君)
質疑の通告がありますので、発言を許します。10番 佐藤文子君。

議員 (佐藤文子君)
はい、議長。

10番佐藤文子です。よろしくお願ひいたします。

議案第16号介護保険条例の一部改正案について質問をいたします。今回の条例改正案は、1号被保険料の低所得者軽減について消費税増税を前提としてその対象を市町村民税非課税全体に拡充する内容ということであり、この軽減の軽減率でありますけれども、今発表になりましたけれども、国が一定の基準を示しているところではないかと思っておりますけれども、その軽減率の国の基準について、具体的にお知らせ願ひたいと思っております。

2つ目には、消費税増税については、今批判や反対が広がっている状況にありますけれども、もとより介護保険料の軽減の拡充というのは私の立場でもあります。消費税増税延期という事態になったとしても、今回上程の低所得者軽減策が実行されるというふうなことをされるべきというふうに考えているわけですが、これに対する見解を求めます。

以上2点についてのご答弁をお願いいたします。

議長 (茂木隆君)

10番 佐藤文子君の質疑に対する答弁を求めます。

山口介護保険事務所長。

所 長 (山口誠君)

はい、議長。

議 長 (茂木隆君)

はい、所長。

所 長 (山口誠君)

佐藤文子議員の質問にお答えいたします。

質問の第1点目は、第1号介護保険料の低所得者軽減の具体的な内容についてであります。

介護保険料につきましては、保険者が定めた基準額に所得段階別の割合を乗じることとで算定されます。当組合では第7期の基準額6,300円に所得段階別割合を乗じて、9段階の保険料を設定しております。このうち、第1段階から第3段階までが市町村民税非課税世帯となります。

国では公費による低所得者の保険料軽減強化として、平成27年4月から第1段階の割合を基準額の0.5から0.45に引き下げており、先ほどの管理課長の説明にありましてとおり、今般の法改正において、軽減の対象を第3段階までに拡大しております。具体的には、第1段階の割合が0.45から0.375に更に引き下げとなり、第2段階が0.75から0.625に、第3段階が0.75から0.725にそれぞれ引き下げとなっております。

更に当組合においては、低所得者対策として第2段階の保険料について、既に国の基準0.75から0.625に下げた独自の割合を設定しているため、今回の条例改正では、国県交付金の対象の上限である0.125を引き下げた0.5に設定しております。

これにより、改正後の保険料はひと月あたり、第1段階が472円軽減されて2,363円に、第2段階が788円軽減されて3,150円に、第3段階が157円軽減されて4,568円になります。

次に、消費税増税が延期になった場合の低所得者軽減策についてであります。

今般の改正につきましては、そもそも消費税の増税分を財源として低所得者の介護保険料の軽減を拡充するものであり、増税されない場合の対応という仮定のご質問に対しては、お答えを差し控えるべきと考えております。

しかしながら、ここ数か月、増税延期の可能性についてのマスコミ報道がなされるようになり、制度を実際に運用する保険者としては気になる面もあることから、県を通じて国に問い合わせたところ、現時点では増税の見送りは全く想定していないとの回答でありました。

いずれにいたしましても、低所得者保険料の軽減強化については、法に基づいて実施しているところであり、今後も国の動向を踏まえながら適切に対応してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

議 長 (茂木隆君)

議 員 10番、再質問はありませんか。

(佐藤文子君)

はい、議長

議 長 (茂木隆君)

はい、10番

議 員 (佐藤文子君)

はい、ご答弁ありがとうございます。

1番目の答弁に対して再質問させていただきます。

第2段階の基準額、これが交付限度額目いっぱいの0.5〜0.125引き下げたというふうなことなんですけれども、第1段階と第3段階については、国の方では0.45、これは30年度の0.45に引き下げたのは、これは0.45というのは、国が決めた基準と同額なんです。今回は、令和元年度というふうなことで説明のあった0.375は、本来、国の方で示している基準というのは、0.3に引き下げるといふように伺っております。そして、第3段階については、同じように0.75、これは国の基準通りの30年度の軽減率ですので、今度令和元年度については、0.7と、説明にありました0.725というのは、0.025高く、軽減率を低く抑えたというふうに見て取ったわけなんですけれども、国の示すこの軽減率に準じて同じように引き下げるべきものではないかなというふうに思ったところありますけれども、こういうふう今回の消費税増税分の充当に伴って軽減する率というふうなものが国の基準に幅を持たせて、独自の、自治体独自の介護保険料の軽減率の設定というふうなものが可能なものなのかどうかということ、本来はこれだけ軽減を基準通りにしますと、今の保険料の収入額としては、ちょうど倍に軽減額が増えるわけですが、しかも、第1段階というのは、被保険者の数が最も多い層というふうになっているわけですので、ここであまり軽減してしまうと、財源に余裕が出てこなくなるから、こんなふうにしたのかなというふうにも思ったわけなんですけれども、この国の基準にそっくり合わせないで、若干の軽減率を低く持ったその根拠について、教えていただきたいと思っております。

議 長 (茂木隆君)

再質問に対する答弁を求めます。山口介護保険事務所長。

所 長 (山口誠君)

はい、議長。

今のご質問の件なんですけれども、介護保険の保険料については、年度の単位が基準となっております。それで今回10月に消費税が上がることになるわけなんですけれども、先ほど文子議員の言われた通り0.3というのは、10月からの分については、来年度からは0.3になるんですけれども、今回は半年分と半年分、4月から9月まではもう賦課されていますので、10月からの分の賦課について0.375になります。そうすると年間を通しては、10月から0.3になるようなイメージなんですけれども、0.45から0.3になります。ただ半年ずつなので、0.375という中を取った割合になります。それで国の方でも2020年の4月から0.3という形で

やるようにということになっていますので、それが国の基準と同じで、財源を寄せたというわけではないので。よろしいでしょうか。

議員 (佐藤文子君)
わかりました。

議長 (茂木隆君)
再々質問ありませんか。

議員 (佐藤文子)
ありません。

議長 (茂木隆君)
以上で、通告による質疑を終わります。
他に質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第16号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第17号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米管理課長。

課長 (久米正君)
はい、議長。

議長 (茂木隆君)
はい、課長。

課長 (久米正君)

議案第17号「大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。議案説明資料の3ページをご覧ください。

本案は、消防に関連する法律及び省令の一部改正並びに通知の発出等に伴い、条例の一部改正を行うものであります。

項番1の避雷設備に関する事項、これは条例の第16条関係でありますけれども、日本の工業製品に関する規格や測定法などが示された日本の国家規格については「日本工業規格」と定められておりますが、工業標準化法の一部改正により、本年7月1日から「日本産業規格」に改められることとなったため、当組合の条例においても同様の改正を行うものであります。

なお、「工業標準化法」については、今回の一部改正により「産業標準化法」に改められることとなっております。

次に、項番2の住宅用防災警報器等の設置免除に関する事項、これは条例の第29条の5関係でありますけれども、これについてご説明いたします。

①でありますけれども、作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドについては、スプリンクラーヘッドの規格を定める省令、正式には「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」と申しますけれども、この省令において、「種別が1種」と定められていることから、当組合の条例においても同様の定め方に改めるものであります。

②につきましては、宿泊に利用する部分の面積が300㎡未満の小規模な民泊施設の消防用設備基準を緩和するもので、内容は「消防法施行規則等の一部を改正する省令」の公布内容に合わせ、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することにより、自動火災報知設備の設置を免除できるようにする内容を追加するものであります。

項番3の防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する事項につきましては、54条の3を新たに加えるものであります。これは、「違反対象物に係る公表制度の実施について」など、国からの通知に基づき、重大な法令違反がある防火対象物の公表について制度化するものであります。管内人口が約12万7千人の当組合消防本部については、人口20万人以上の消防本部と比較いたしまして、実施を強く求められているものではありませんけれども、消防用設備等の適正な設置促進を図るために制度化が必要と判断したものであり、実施時期につきましては、既に実施している秋田市を除く県内全消防本部の申合せにより、令和2年4月1日とすることとしております。

なお、重要な法令違反とは、「立ち入り検査において屋内消火栓設備やスプリンクラー設備などに違反が認められ、その結果を通知したにもかかわらず一定期間を経過しても改善されない場合」でありまして、公表の方法につきましては、当組合のホームページへの掲載を考えております。

以上、議案第17号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

(茂木隆君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第17号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第18号」、日程第8「議案第19号」、日程第9「議案第20号」の3件を一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

久米管理課長。

課 長 (久米正君)

はい、議長。

議 長 (茂木隆君)

はい、課長。

課 長 (久米正君)

議案第18号から第20号の「財産の取得について」を一括してご説明申し上げます。

今回上程いたしました3件の「財産の取得について」は、消防車両更新計画に基づいた車両の購入であり、いずれも予定価格が2,000万円を超えるため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

はじめに、議案第18号であります。議案説明資料の4ページをご覧ください。取得する財産は、大曲消防署に配備する「はしご付消防ポンプ自動車」1台であります。

現行車両は、平成2年に配備した25メートル級のはしご車であり、修繕や整備を繰り返しながら使用してきたものの、購入後29年が経過し、老朽化が著しい上、車両部品の調達が困難となっていることから、更新が必要となったものであります。

新たに購入しようとしている車両であります。管内の中高層建築物の屋上にはしごを架けることが可能で、障害物の回避が可能な先端屈折機能を備えた35メートル以上の伸縮するはしご、中高層建築物火災における有効な消火活動を行うための消防ポンプ及び伸縮水路装置のほか、バスケット装置、リフター装置などを装備することとしております。

また、35メートル級の車両は、全長が11メートルを超えて現行車両より1メートル以上長くなるため、通常は回転半径も大きくなるものの、4輪操舵方式を採用することにより回転半径を1メートル抑え、狭隘な道路の走行が求められる場合の消防活動の向上に繋げることが可能となるものであります。

車種につきましては、以上の要件を唯一満たす「株式会社モリタ製車両」を選定し、業者につきましては、当該車種を取り扱うほか、故障時にも迅速な対応が可能な秋田県内に事業所を構えていることを条件とし、3業者を選定しております。指名競争入札につきましては、5月20日に実施しており、湯沢市の株式会社高義商会と2億4,310万円で購入契約を締結しようとするものであります。

続いて、議案第19号であります。議案説明資料の6ページをご覧ください。取得する財産は、西木分署に配備する「消防ポンプ自動車」1台であります。

現行車両は、購入後16年が経過し、老朽化が著しい上、車両部品の調達が難しくなってきたことから、更新が必要となったものであります。

購入しようとしている車両は、狭隘な道路等の走行に有利な3t級小型トラックシャーシにA-2級消防ポンプを搭載し、かつ、水利確保が困難な場所での消火活動に対応した圧縮空気泡消火装置、通称キャプスと呼んでおりますけれども、これと小型水槽を装備したものであります。

消防ポンプ自動車の製造主要メーカーは、日本ドライケミカル株式会社、株式会社モリタ、長野ポンプ株式会社、日本機械工業株式会社、ジーエムいちはら工業株式会社の5社であり、いずれについてもシャーシ、ぎ装、各資機材等の一括発注が可能であり、耐久性、信頼性及び操作の利便性に大差はないものであります。

以上5メーカーの販売代理店の中から、故障時にも迅速な対応が可能な秋田市以南の6業者を選定し、5月20日に指名競争入札を行った結果、湯沢市の株式会社高義商会と3,894万円で購入契約を締結しようとするものであります。

最後に、議案第20号であります。議案説明資料の8ページをご覧ください。取得する財産は、田沢湖分署に配備する「高規格救急自動車1台」であります。

現行車両であります。購入後の経過年数につきましては、8年と比較的短いものの、医療機関への搬送距離が長距離に及ぶことにより、走行距離が高規格救急車更新の目安としている15万キロを超え、現在17万9千キロとなって経年劣化が見られてきたことから、更新が必要となったものであります。

国内の高規格救急自動車の主要販売メーカーは、トヨタ自動車株式会社と日産自動車株式会社であります。日産社製車両の性能や機能性が、昨年末にフルモデルチェンジしたことによりまして向上し、トヨタ社製車両と同等になったことから、車種につきましては、両メーカーの車両を選定しております。

業者についてでありますけれども、日産自動車側から、製造・販売体制が整っていないため、年度内の納入に対応できない旨の意思表示があったことから、秋田県内唯一のトヨタ社製救急自動車販売代理店である秋田市の秋田トヨタ自動車株式会社を選定し、3,476万円で随意契約をしようとするものであります。

以上、議案第18号から議案第20号を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (茂木隆君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議員 (青柳宗五郎君)

はい、議長。

議長 (茂木隆君)

はい、3番。青柳宗五郎君。

議員 (青柳宗五郎君)

5月27日までに質疑の通告をするようにということでございましたけれども、議長の方から質疑ございませんかということでございますけれども、通告がなくても質

疑してよろしいですか。

議 長 (茂木隆君)

よろしいです。

議 員 (青柳宗五郎君)

いいですか。はい。この次からは必ず通告するようにはいたしたいと思いますが、ちょっとお尋ねをいたしますけれども、議案第18号の財産の取得についてでございますけれども、はしご付消防ポンプの場合2億4,310万というかなりの高額のはしご車でございます、今現状を見たときに高層ビル等がありましてそれに届くようはしご車を用意しなければいけないということは、重々私も承知をしているところでございますけれども、ちょっと教えていただきたいのは、高義商会様が入札をされました。2億4,310万円でございますけれども、もし私自分方の関係の中で見ますと、不落と申しますか、他の2者の入札金額等をもし報告できるものであれば報告いただきたいことと、入札率のパーセンテージをちょっとお知らせをいただければと思いますけれども、よろしく願います。

議 長 (茂木隆君)

3番青柳宗五郎君の質疑について答弁を求めます。

久米管理課長。

課 長 (久米正君)

はい、議長。

ただ今のご質問にお答えいたします。まず初めに、他の2業者の入札金額の結果ということでございますけれども、ちょっと今手元にあるのが税抜き価格なんですけれども、取得金額というのはその税抜き価格に10%を掛けているわけでございますけれども、まずこの高義商会が2億2,100万円でございます。で、秋田市の猿田興業株式会社、これが2億2,150万円でありました。で、3の能代消防センターですね、これが2億2,180万円でありました。で、今回の高義商会が最低価格だったわけでありまして、この落札率は、99.64%であります。以上ですけれども、よろしいでしょうか。

議 長 (茂木隆君)

はい、3番。

議 員 (青柳宗五郎君)

はい。私自身が実際的に自分方の、この計画は、はしご車等々医療に対する関係も整備していかなければならない状態は承知しておるところでございますけれども、実際的にこの議案第18号を見た場合に、3者が入札に応じてございます。しかしながら、取扱いのメーカーが全社とも、モリタさんです。実際的に同じ機械を扱っている会社ですよ、実際的に、3社とも。例えばここで50万違って、一番最後の人は80万違うと。そして入札率が99.64ですよ。私は高義商会さんがいろいろな備品について整備にもすぐに応じてくださるというのは私も重々承知をしておるところでございます。しかしながら、一般的に見てこの入札で本当にいいのかと。私は誤解を受けるような感覚があるのではないかという観点からこういう質問をさせていただ

きました。これはやはり指名競争入札にするよりも、かえって高義さんと、今後のこの仙北郡内の車両の整備・メンテナンスを考えたときに私共は高義さんと契約しなければすぐメンテできないというふうな言いの方が正しいような気がするわけですよ。実際的にこうやって見たとき、50万と80万違って、これは申し合わせの中でこういうふうにならされているのではないかとというふうには取られないですか。まずその考えだけちょっとお聞かせください。

議 長 (茂木隆君)
3番の再質疑に対する答弁を求めます。
はい、久米管理課長。

課 長 (久米正君)
では、ご質問にお答えいたします。
たしかに、99.64%という落札率を見ますと、議員おっしゃられたことも、なるほどと感ずけますけれども、我々といましては、少なくとも入札事務には瑕疵がないものでありまして、結果的には予定価格以内であったので契約せざるを得ないというふうなことで、今回お示ししたところでございますけれども、ただ、後段でおっしゃられた今後の契約事務ですね、具体的には、また入札にするか随契にするかということに関しましては、もう少し勉強しながら、今後詰めて参りたいと、で、ご報告させていただきたいというふうに考えておりますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

課 長 (茂木隆君)
はい、3番再々質疑。

議 員 (青柳宗五郎君)
先ほどからお話を伺ってございますけれども、実際に私はやっぱりこういうような指名競争入札をするよりも、どうしてもこの地域にあっては高義商会でなければできないのなら、私はかえって随意契約をした方が、すっきりするのではないかなというふうに考えます。というものはさきほどもおっしゃいましたけれども、本当に3社とも取扱いメーカーが株式会社モリタさんの機械を扱っているということになれば、こうやって見ますと、秋田市、能代市ですよ。これややもすれば、例えばですよ、秋田の何か購入の時には秋田の業者、例えば北秋田の方で取る場合は能代の業者が取ってるんでないのかなという判断をされかねない、ということで私は質問するわけでございますから、当地域ではどうしても湯沢にある高義商会からメンテナンス部分を含めた中でお世話にならなければならないという考えであれば私はこういう部分については高義商会でもいいのかなというふうに考えますので、今後、課長の方からご報告ございましたけれども、なんとか一つそういうようなその不安と申しますか、疑惑の持たれない状態で一つお願いをいたしたいということと、それからやっぱり、大変失礼な言い方ですけども、2億4,310万のはしご車を買う、それは市民の命を守るためには必要なことは私も重々分かります。しかしながら入札率が99.64というのは、いかにも、ありきのようになりますので、どうぞ一つ、今後車両等いろいろな部分で入札とか、借りている場合には、一つご努力をしていただくことをお願いして

質問を終わりたいと思います。大変、通告もしないで質問いたしましてすみませんでした。

議長

(茂木隆君)

これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第18号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第19号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第20号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期臨時会の日程はすべて終了いたしました。

これにて令和元年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦勞様でした。